

## 法の記号論へ

1980-12

橋爪大三郎

法の記号論というものが、必要である。それは、なにゆえか？ またそれはどのような議論を展開しようとするのか？ 本稿では、これらの点について考えはじめよう。だがその前にまず、法研究がこれまで前提としてきたものについて、簡単に目を向けておくがよい。

### 1. 分解可能性と主体の科学

【1】法を専ら研究するための、法学という一分科がある。それはさらに、対象の種差に応じて、理論法学、実務法学、比較法学、法制史学、法哲学などに分岐しながら、法領域を蔽いつくしている。そこにいまさら、法の記号論などが割りこむだけの余地があるだろうか？ よしんばあったにしても、逸話的な周辺部ならざる、法の核心を衝きあてるような仕事になるのだろうか？

法とよばれているのは、諸々の社会現象のなかでもとりわけ他から区画され、相対的な自律性を保つような領域である。この区画に応じるようにして、法学は、政治学／経済学／社会学／……など他の諸学科から区別され、それらと対立し、それらと並存することをえている。これはふつう疑われもしない常識に属するのだろう。しかし、このような諸学科の配置は、なにもはじめから出来上っていたわけではない。その骨格がおおまかに前世紀中に組みあがったものとみて、これを「社会諸科学の19世紀的な配置」とよぼう。現在もわれわれが基本的にそれを脱していないのは、そもそも近代社会なるものが、法をはじめとする一連の領域へと分解可能であるところに根拠がある。ここで近代社会に固有の分解可能性 (decomposability) とは、それが、相対的に自律的に作動する政治／経済／法／宗教／……等々の下位メカニズムを有しており、したがってそのおのおのを他と切りはなしたままでも論じうる、という特徴的な事態をさしている。<sup>(1)</sup>

近代社会が分解可能であるのは、それがいくつかの環節的な部分社会からな

るゆえではない。むしろ、それがあつた一つの均質な絶対空間として成立しているためである。このような空間(=資本制空間)への破局的な移行が、市民革命ということの内実であった。社会諸科学の19世紀的な配置を出発させたのは、こうした特殊事情によってうまれた空間である。しかるにこの空間はかえって、諸科学の目にみえぬ前提となつてしまい、どの学科内部でもそれ自体が標的とされ主題的に言及されることがない。それは、近代に自生的な知が繁殖する地盤、方法的な跳躍によってそこから巧妙に離脱するのでもない限り、少々の試みはそこにひきもどされることになる土台、を提供している。

【2】ところで近代社会の分解可能性は、1個の人間が政治的/経済的/法的/宗教的/……な諸々の主体性へと分解可能である(と考えられている)ことと、相即している。一方、どんな主体性にも解消されようのない空間の絶対的な属性は、それ自身がやはり切りわけられて、分解された個々の下位システムのなかにならわられる。諸主体の前の、国家/貨幣/法令/……等々の客体が、それである。こうして、19世紀的な配置のもとにある社会諸科学は、まぎれもなく「主体の科学」としての構成をもつ。したがって、主体の科学は、主体の哲学の構図(主/客図式)をその下敷きとすることになる。主体とは、1個の<sup>フィクション</sup>仮構であるが、その仮構はさしあたり十分な現実性を有するであろう、というのは、人々が生きるのはこのような仮構に実定性が与えられる空間においてであるのだから。ここに、諸科学の(見かけ上の)実証性もまた、確保される。

【3】学科配置の現状に対する異論の試みは、間断なく繰り返されてはいる。些細な不満に終始する手合いはさておき、そのような批判は、まっとうにすすめられれば、主体の科学に対する叛逆としての姿をあらわすことになる。その第1の雄は、マルクシズムであった。マルクシズムは、19世紀的な配置に服する諸科学を「ブルジョワ科学」と一括し、それらが了解している共通項を問題とした。近代の絶対空間に照準したといういみで、それは批判的な営みである。たとえば法現象にしても、それは隠蔽され変容された法以前の関係、そう、階級関係のある反映にほかならない。当然にもこの運動は、諸学科を再編し、その言説のなかからプロレタリアという超主体を実定的に出現させることを企図した。遺憾ながら、いくつかの内在的な欠陥、たぶん19世紀的な配置に再び着地するほかなかったという理論上の不徹底さによって、マルクシズムはその時代的な命脈を喪っていったが、いまこの点に深入りする暇はない。

【4】さらに注目すべき批判が、人類学の進展によつてもたらされた。もともと人類学は、近代という特殊な空間とは異質な諸社会での現象を素材とする。したがって、諸学科の外から、それらの配置や前提的な了解が妥当なものかどうかを、検証すべき位置にあつた。その最初の体系的な試みである機能主義は、近代と異質な空間をようやくそのものとして考察し始めた。政治/経済/法/宗教/……等々の領域にあるとおぼしい諸々の文化項目が、そうした項目としては分解できないまま互いに連関しあっているさまを、かすかに指摘し、それを「機能」の名でよんだのである。これは大きな前進であつたが、しかしまだ分解可能性に自足する議論の枠内にあつた。

<構造>主義は、このような視座転換を、はるか先まで推しすすめた。というのは、この試みは、機能主義の穿った坑道を当該社会の諸領域からさらに掘りすすみ、社会の諸層がそこから分解可能となっているような芯部——交換=交流の回路——に触れるに至つたからである。ここから、社会を「記号」の交流のシステムとして再構想する、理論的な可能性が与えられた。<sup>(3)</sup>このことの含意を、さらに追ってみよう。

【5】Saussureは、言語ないし記号を存立させる特異な層、対立のシステムを、はじめてみとめた。彼のこの作業は、Durkheimおよび古典数理経済学との関連ですすめられたようだが、この仕事は、言語や記号に対する目配りを、古典的な主/客図式からずらせてゆくきっかけとなつた。

主体の哲学は、ヘブライズムを一方の源泉とする。ヘブライズムに由来する言語思想は、契約の思想である。そこでは、ことばは、約束であり、したがって自存する客体、実効性ある権力の分子であつた。ただし、このような言語の実定性は、絶対者である神の側にのこらず回収されてしまう(「ことばは神であつた」)。それゆえヘブライズムにあつては、ことばは、主である神/その僕である我、という対称的な関係のなかで有効となっているのであり、そこから逸出することがいましめられている。言語は本来社会的なもの、局所的人称的な状況には必ずしも屈従しない間主体的な第3項であるのだが、ヘブライズムはこれをあまさず主/客図式のなかで解説してしまう手続きをそなえているのである。

記号学の出発は、まさしくこのような主体の哲学からの離脱をいみした。ヘブライズム以来の伝統からみれば、これはこの上ない瀆神である。

記号学は、主体の科学とそれにもとづく社会諸科学の配置の現状に、もっと



も過激な叛逆を試みる。なぜなら、記号学は、記号を発見しており、記号の運動に即して近代という事態の全貌を解明しようとするからだ。記号は、主体のまえにあらわれるだけの客体ではない、主体をかたちづくる振動でもある。記号は、社会という空間のもっとも基本的な作用にかぞえられる。近代をそれとしてつなぎとめているのも、まさしくこの記号作用の特殊な時代の様態にほかならない。

記号学の企画は、それゆえ、どこかですでに確立された類いの‘記号学的方法’を仕入れて携え、既存の学科配置のなかにこそそとと潜りこんでゆくことではない。それどころか、①ちょうど立体が各平面に射影される場合のように、分解されてある人間の各活動領域の、記号学的な基底をまず衝きあて、②それら各領域を、記号学的な原理のなかで連携させ、あたかもそれらの直積位相をつくるようにして、③母空間たる絶対空間を生成してみせること、にある。その企画の第一歩として、記号への測深をめざす個別社会科学のひとつ、そう、法の記号論というものを構想しても、よいのではなからうか？

## 2. 人称と非人称

【1】 法を、それとして、他から画然とさせているものは何であろうか？

われわれの常識は、法というものはたらきを知っているように見える。しかしそれは、近代にそなわった法領域の分解可能性を、たんに見てとっただけにすぎない。それは、‘原住民の知識’ (local knowledge) をいささかも出たものではない。法の記号論という試みは、当然にもこのような前提をうちすてる。

法が言語を通じて実現されるしかないものであるという基本的事実が、これまであまりにも正当な注意を集めてこなかった、と言える。いまこの点に注目しなおすところから始めるとすれば、法現象は、言語のある特異な行使の様態として、際立つことになるはずである。

それでは、法のどのような言語的特徴に注目するのか？ ひと口に法といっても、近代法から古代法、未開法にわたるそのあり方はじつにさまざまで、一律に規定しがたいことに気づかされる。だから、この設問を、‘法をどう定義するか’と考え直しても、等価だと言えるだろう。いま中間の推論をとばして結論たる仮説のみをのべれば、つぎのようだ——人々が個別の事態の困難に対処するに際して、共同利害（ないし社会規範）を告知する言表を、非人称による

発話として実現するところに、法現象の核心がある。これは、未開法の諸形態であろうと、かわるものではない。それらの外見を異なったものにしてるのは、法に付随するだけの諸現象とみるべきだ。

【2】 (口頭の) 発話というものはおおむね、発話者から目前の受話者へと向けられるもので、(かならず) そうした具体的な対人的状況を踏まえている。このような状況は、発話の内容に反映される、と考えるべき根拠がある。そこでまず、社会に生きる各人がその心的領域にわけもっているはずの、人称構造を仮設しよう。対人的状況を人称的な世界として了解にもたらず際の図式とでも言うべきものが、この人称構造である。人称構造は、身体の分節(≒対称化) / 統合(≒自称化) といった基本的な心的権能のうえに、自らを組み立てる。

人称構造は、1人称 / 2人称 / 3人称 / 非人称のような一連の人称価を、そのつど対称に配当する。各人称価は、おおまかにいって、つぎのように規定できよう：

- (1) 現に対称化の焦点となっている人称の人称価が、2人称である。
- (2) 2人称からの分称において保持される自称の人称価が、1人称である。
- (3) 2人称となりうる対称が現にもつ人称価が、3人称である。
- (4) 2人称となりえない対称の人称価が、非人称である。

このようにみでの非人称に、人は通常の仕方で出逢うことはできない。ただ言語を介して出逢うことができるだけである。

人称構造は、了解作用と切りはなすことができない。人称詞や人称現象のような言語の表層ではなく、言語の深層に、この了解の図式が探りあてられる。たとえば、言語の指示作用の根拠をなすものは、3人称の成立であり、これが言及可能性を保証している。人が自己を言及可能な対称としてつかむのも、このような人称構造を介してである。人称構造は間身体的である、というのは、人は、そのときどきの受話—発話の状況に応じて、自身が1人称、2人称、3人称の規定をうけとることを、了解してしまふから。このように、言語は主体が手なづけている世界認識の道具であることはできず、むしろ主体の外にあって主体と世界とをともにかたちづくるもののようにみえる。<sup>(5)</sup>

【3】 かりに世界と言語とが互いに外在するのならば、すなわち、言語が世界からいわば切断可能であるのならば、言語を正確・厳密なものへと研ぎすましていくことにより、世界に関する行きとどいた知識を手にすることができる、

とも見込まれよう。主体の科学、主体の哲学は必ずこうした戦略をとる。このような接近は妥当だろうか？ 執行文 (performative sentences) に着目する Austin が反対しようとしたのは、まさしくこうした言語と世界の捉え方に対してであった。

Austin は、よく知られているように、ことばを喋るという行為を、次のように分解してみせた。すなわち、①発話行為 (locutionary act)、②発話内行為 (illocutionary act)、③発話媒介行為 (perlocutionary act)、の3つである。ここで、発話の執行的な性格を示しているのは、②である。もしも話行為が、発音のための筋運動のたぐい (①) や、発話に付随する一連の出来事 (③) にすっかり解消されてしまうなら、とりたてて言語に注目する謂れはないことになる。しかし、約束や態度表明、判決の宣告など、一連のタイプの発話の存在は、その逆を示している。話行為はそれ自身、社会関係を創りだしていく力をもつ、すなわち、言語は世界の真の構成素なのである。

このように、言語と世界とは切断できないのだから、どんな話行為も、それがうみだす受話—発話の状況に、いわば回帰的 (recursive) に、かかわってしまうはずだ。すべての発話には、その状況が課す人称構造が刻まれている。Ross の試みる執行分析 (performative analysis) は、こうした事態を別出する。Ross は、生成意味論の立場から、すべての発話の深層に、(一連の) 抽象的な伝達動詞を含む親文を考えるよう、提案した。たとえば、"John loves Mary" の意味構造は、簡略にはほぼ次のように示しうるものである (今井 [1975: 232]) :

(5) I TELL you [John loves Mary].

意味構造をこのように設定すべき根拠はいろいろあるのだが、省略しよう。大切なのはつぎのことである——現に発話する当の主体をその発話のなかに表現することはできないのだから、それを意味上その外にたてなければならないこと。

【4】さまざまなタイプの発話を検べてゆくと、発話の主体を、現に発言している個体と考えることができにくい場合にぶつかる。たとえば教師が数学の定理を真理として告知する場合など。わたしのみるところ、法的言説の類いは、こうした発話の典型である。判事の言表が判決でありうるのは、逆説めくが、発話の主体が「彼本人でありえない」限りにおいてであろう。こうした発話を、

1人称ならざる、非人称による発話として、一括しておく。

いわゆる「未開」の社会であればどこでも、必ずと言ってよいほど、さまざまな憑依やト占の諸形式によって充ち満ちているのはどうか？ これは、それらが原初的な法の一般的なあり方であることによる。これら社会においても、その共同利害は、現に各人のあいだにはたらく相互拘束としてあるにちがいないが、その均衡をつき崩すような事態がおきてしまった場合、危機に瀕した秩序は補綴されねばならない。ここに「ことば」が必要とされている。しかし、共同利害のあり方は、個体の恣意をこえているから、これを通常の仕方では言表するわけにはいかない。憑依は、個体の心的喪失という代償によって、発話主体を奪人称化し、個と共同の矛盾に対処する直截な仕方である。憑依にみまわれる個体の言語的営為が、仮空の発話—受話の状況に仮託され、非人称による発話 (すなわち、憑依者および万人にとっての受話) として経験される。何か緊要な場面で共同利害が執行的な発話 (法的言説) に表明されるためには、このような虚構が不可避であるといえよう。

言語がもともと各人の主体性に服するものではない以上は、言語の方があべこべに主体を圧倒し、呑みこんでしまうということがあって不思議はない。法現象は、社会を生きる各人が経験するほかない、そのような言語体験の様態である。言語がこのような非人称性を獲得しているところに、法が人々を緊縛しおおせる最終的な根拠がある。

【5】法を、権力および言語という、社会の基本的な作用の交点に正しく位置づけようとするなら、それを '命令' と '戒律' との間におくのがよい。命令とは、執行的な言語の行使の一法であるが、その実効性の度合は権力に依存している。判決はたしかに、権力を背景にした命令である。ただ判決が命令一般と異なる点とすれば、それが何らかの法源からのアルゴリズムを介して導出される、その客観的な過程に従っている、という点であろう。同じ理由によって、法は、戒律など当為を一般的、抽象的に表明することからも、隔たっている。というのは、法は、実現さるべき秩序一般についての言明ではなく、具体的な個々の不法に対処する実用論 (pragmatics) とともにあるからである。

ある社会空間に、どのような不測の事態にもいちおう対応しうるような定型的なアルゴリズムがそなわったとき、その空間は法的言説によって被覆された、とすることができるだろう。法学が自覚せずに考察の前提とする抽象的な空間——法空間とは、このようなものである。



### 3. 実定法的顛倒

【1】 想像しうる限りでの原初的な法は、なお宗教的／儀礼的／神話的／…な契機にまみれており、むしろ‘原宗教’とでもよんだ方がよいほどの渾融態をなしていよう。ここから近代法にまで至る、法の一連の展開系列を考えてみるができるが、その展開の論理を追うには、わけても権力とテキストとに注目するのが肝要と思われる。

社会から統治権力が、また司法権力が分化するに伴い、法的言説の孕む非人称性は、憑依からはなれ、冷静な人々の営む権力機構のなかへと転移していくはずである。組織体の集会的な作動連関には、もともと奪人称化的な契機が含まれている。統治権力が拡大するにつれ、法的言説は、分化した統治権力の利害を反映しうるものとなる。いわば法は、権力の関数である。極端な場合には、法が支配のプロセスへと包摂されてしまい、ついには統治権力それ自身が法の源泉であるとまで思いこまれるようになる。

他方、文字の採用によって、法的言説の拠りどころをテキストの形で定在させることが可能となった。文字の発生は統治権力と切っても切れない、そのため法テキストは、統治権力(者)の命令をまずその内容としたけれども、大切なのはつぎの点である：法的言説の非人称性は、憑依や伝承のうちにでなく、いまやテキストという間身体的な定在のなかに、その棲みかを見出しうること。

こうして法は、それと相関する権力の形態、テキストの形態をはなれては、論じられなくなる。権力には権力の、またテキストにはそれなりの特質と制約があり、それらがひるがえってまた法のあり方を規定するからである。近代法も、権力とテキストとの交錯が編みあげた法空間の一極限形として、とらえられる。

【2】 近代法は、どのように特異であろうか？ 現にわれわれの生きてある法空間の特質は、どのように記号論的に解明できようか？

近代の法空間は、‘法の支配’の貫徹する、ひとつの絶対的な空間であり、しかも権力と法との間の循環によって特徴づけられる。この循環は、実在する権力の中心を解消させるような、ある顛倒に類する工夫により、生じたものだ。その結果、この空間の権力は目に見えないものとなり、空間全域のいかようにも打ち消しがたい効果、超主体性へと昇華されている。法が積極的＝実定的なものであるのは、その反作用においてである。そこではもはや、いかなる法も(原理的に)変更可能である。法はそこに、手許にあるからだ。このような作

為の相のもとにつかまれた法を、Luhmann に倣って、ひとまず‘実定法’とよぶならば、さきの顛倒をば実定法的顛倒と称するのがよい。

この空間が出現した順序について、略述してみよう。まず、空間のなかに、その各点を均質・一様なものとするための、権力の絶対的な主体性、絶対王権が結晶しはじめる。この権力体は、法の唯一の源泉となり、法は完全に作為の相を帯びる一方、権力の恣意のまえにたたされる。ついで、この法空間の特異点(＝絶対王権)の解消がはかれる。法思想が、この法空間の絶対の「外」＝‘自然’を用意するが、この新たな文体にもとづく法テキストが、絶対王権におおいかぶさり、それを消去する。爾後この法が権力の一切の作動を裏付けることになる。

こうして法の支配が成就する。しかしこの法そのものは絶対でなく、循環のなかを浮遊する——一方で権力は合法でなければならず、もう一方で法は立法行為のまえで可塑的である。この循環は、法空間による支配の正当性を、宙吊りとする。権力の正当性は、権力の事実性ならざる合法性によって与えられるというが、この合法性を保証する法そのものが、すでにある正当性を前提としており、かくして法的言説の紡ぎだす正当性の弁証は、相対の渦のなかでいかにしても完結しないからである。(このいみで法律学は、組織された盲目であり、たかだかひとつの‘制度’なのである。)この、消すことのできぬ循環が、解消されたあの特異点の痕跡を示している、といえよう。近代の法空間の、内閉の証しである。

われわれの法空間にはこうして、法(法テキスト)と、その生成・解読・派生をめぐる(合法的で中立的な)法機構とだけが、残留している。法空間と政治権力との分解が、このように完了した。

【3】 近代法空間の現状を疑問の余地のない所与として受けとるところに、たとえば‘法の機能理論’が生まれている。この議論は、今日の法社会学の、もっともみのある部分だと言っている<sup>(6)</sup>。その内容を要約してみれば、法現象は社会を制御する機能的な過程である、という主張にはほほ尽くされよう。ここでまず想定されるのは、個別の利害関心を有する法的主体であり、ついで、強制力を背景とする司法メカニズムである。法的主体はオペラント学習を通じて行動を変容させ、しまいに法的制御に服するようになっていく。これに対して、司法メカニズムに参加するのは、一切の利害をはなれ法によって厳格に統制された司法官であり、その理想状態においてはあたかも機械仕掛け<sup>オートマチック</sup>でもであるか

のように、然るべき判決によって反応する。さらに、この司法過程の制禦目標 (reference input) である法令が、法的主体からの立法による制禦をうけ、円環が閉じられる。しかしこの円環は、法機構が築きあげている円環なのであって、内閉した絶対空間を特徴づけるあの循環なのではない。

法の機能理論の与えるモデルは、行動理論を法空間の全体に拡大適用するところに成立しているが、次のような基本的な点を不問に付する——法テキストが司法過程を統制することの、内実は何か？ 法テキストと判決・法的言説の言語的な構成は、どのようであるのか？ 司法メカニズムが制禦する権力と、司法メカニズムの制禦能を担保する権力との、異同はどのようであるのか？ この議論が諸科学の配置の現状を前提にした上での学際的な試みにとどまる以上、これらに有効な解答を与えることは困難であろう。

【4】法の機能理論を改作するひとつの可能性は、'法の生成理論' ともいふべき試みであるかもしれない。これは、文法理論における文の生成モデルを模して、判決 (適法な言説) の生成モデルを捨てる試みであり、判決にいたる生成規則を書きあげようとするものだ。近代の司法は、主体不関与の度合により際立っている。司法に携わる個体は、主体性を剥奪され、代数解法と同様の機械的手順に従って、法源および与件 (入力) から判決 (出力) を導くことが理想とされていた。生成規則はこのような論理操作の実際を妥当に説明せんとする。

法の生成理論は、もしうまくゆけば、法テキストのシステムを分析する際に、欠かせない研究法となるだろう。にもかかわらず、これはなお近代の法空間に固有の循環の内部にある。

【5】法の記号論は、この循環それ自体に照準する。

法の生成理論は、法源から判決を生成するアルゴリズムを、公理的 (axiomatic) に、ないし生成規則の形で、定式化しようと試みるであろう。しかし、そこにあらわれる線状の派生の系列は、実はひきのばされた循環である。法的言説、法的正当性、法的権力、の相互包絡が裁ちきられ、前者が後者を順次に基礎づけるようになったとき、演繹系の擬装ができあがったのである。このとき、法的言説に含まれていた無定義項が実体化され、'(基本的)人権' へと結露した。法的主体や人権のような実体 (自然諸範疇) がまずあって、そののちに相互拘束としてはたらくような言説 (社会契約) がやってくる、という Rousseau の文体は、今日のヒューマンズの地平を与えているが、これらすべてに

括弧を付さねばならない。

法空間において実体とみえたものは、いまやひとしく、みえざる装置が各所に及ぼす効果として、計測されなければならない。法的主体も、権利も、また正当性も、同断である。1個の記号空間、1個の全域的な装置であるような社会が、そのひとつの分解である法空間に現出せしめている一連の効果によって、その装置の性能を計測すること。そして、これら空間の擬装を、射影としてそれを与えている径路をさかのぼらせるようにして、もとの母空間へとさしもどしてやること——これが、ありうべき法の記号論に課せられた、さしあたりの任務である。これはまた、現下の資本制による大分割の時代およびそれ以降に向けて、国家批判を完遂するという状況的な課題とも直通している。

\* 本稿の主に第2節は、さきに『ソシオロギス』3号に発表した橋爪 [1979a] に加筆したもので、文面にも若干共通する箇所がありますから、ひとことおことわりしておきます。

#### 註

- (1) 「分解可能性」の概念については、小室 [1966:90] などを参照のこと。
- (2) 主体の代補ならびに実定性をめぐる議論については、内田 [1979], [1980] が秀抜。
- (3) ここで具体的に念頭におかれているのは、たとえば Lévi-Strauss の、'コミュニケーションの一般理論' である。これは通常、女/財/言語の交流のシステムとして社会を解明する試み、とうけとられている。上野千鶴子氏は、この構想が Marx, Foucault の体系とも通底するのではないかと考え、去る来日の折 Lévi-Strauss 本人に尋ねたところ、

You should not make too much of that comparison. I did not mean to say that there are three types of communication and only three. I have tried to explain how problems should be approached and given three examples which come immediately to one's mind. 15/III/80

Claude Lévi-Strauss

なる返答をえた、ときく。これから察するに、メディアが上記3種に限られる……という以前に、まず彼の作業仮説としてこの理論はあり、今日まで一貫して彼の仕事を導いてきたものらしい。貴重な情報を寄せられ、公表も許して下さった上野氏に、深く感謝する。

- (4) 小林 [1947] などをみよ。
- (5) 了解作用や世界の分節が言語と本質的に相関する事実を、とくに格文法理論との関連において主張する重要論文として、亘 [1979] などをみよ。



(6) 川島 (ed.) [1972/1973] などをみよ.

参考文献

- Austin, John L. 1960 *How To Do Things With Words*, Oxford University Press. =1978 坂本百大訳, 『言語と行為』, 大修館書店.
- 橋爪大三郎 1978 「〈言語〉派法理論: 要綱」, 未発表.  
—— 1979a 「〈言語〉派法理論: 略説」, 『ソシオロギス』 3:112-115.  
—— 1979b 「構造人類学の方法」, 未発表.  
—— 1979/1980 「〈言語〉派行為論の基本構図 (1)~(3)」, 『止揚』 30:20-29; 32:21-32; 33:30-41.
- 今井 邦彦 1975 『変形文法のはなし』, 大修館書店.
- 川島 武宜 (ed.) 1972/1973 『法社会学講座 (全10巻)』, 岩波書店.
- 小林 英夫 1947 「言語学と経済学」, 『思想の科学』 2-1: →1951 『言語学の基礎概念』:103-138. 大村書店.
- 小室 直樹 1966 「構造機能分析と均衡分析——パースノズ梓組の発展的再構成へむかって——」, 『社会学評論』 16-4(64):77-103.
- Komuro, Naoki 1975 "Structural-Functional Analysis as a Theoretical Method for the Sociology of Law", Prepared for presentation to the Symposium on Theory in the Sociology of Law (September 1-4, 1975, Japan).
- Luhmann, Niklas 1972 *Rechtssoziologie*, Rowohlt. =1977 村上淳一・六本佳平訳, 『法社会学』, 岩波書店.
- Malinowski, Bronislaw K. 1934 "An Introduction to *Law and Order in Polynesia* (H. I. Hogbin)" =1967 青山道夫訳, 「原始法」, 『未開社会における犯罪と慣習』:111-171. 弘文堂.
- Pospisil, Leopold 1958 *Kapauku Papuans and Their Law*, Yale University Publications in Anthropology No. 54. =1974 塩入清哲抄訳, 「法の四属性」, 千葉正士 (ed.) 『法人類学入門』:200-220. 弘文堂.
- 内田 隆三 1979 「社会学史入門 I ——規範問題をめぐって——」, 『ソシオロギス』 3:176-197.  
—— 1980 「〈構造主義〉以後の社会学的課題」, 『思想』 676:48-70.
- 亘 明志 1979 「行為の記号論へ」, 『ソシオロギス』 3:122-133.  
—— 1980 「M. フーコーの権力論と社会学的課題」, 『社会学評論』 31-1(121):60-76.
- 山本 泰・山本真鳥 1981 「消費の禁止/性の禁止——サモア社会の交換システムの構造分析——」, 『東京大学新聞研究所紀要』, (印刷中).
- この文献挙示方式は、『講座社会学』の方式を私流に改訂したもので、〈ソシオロギス方式〉としてまとめるべく準備中です。

(無所属)

## 周易の記号学的研究 (1)

杉原丈夫

### 緒論

易の卦は、周知のように6本の算木によって表現されている。算木には表と裏がある。いま表を1, 裏を0で表わせば、卦とは6けたの2進数にはかならない。この数学的記号を自然や人間の事象によって解釈し、吉凶を判断するのが易である。どのような記号にどのような判断が与えられているか。逆にいえば、いかなる運勢にいかなる記号が振り当てられているか。記号学的には興味ある問題である。

易については古来多数の著作がある。しかしその多くは、儒学的立場による注釈である。この研究では伝統的な儒学思想にとらわれることなく、儒学以前の易本来の記号学的意味を解明していきたい。紙数に制限があるので、本稿では易の数理的構造について考察し、次稿において易の内容的解釈について論ずる。

### 予備的考察

儒学思想成立以前において易占はどのように行われていたのであろうか。春秋左氏伝および国語に易占の実例がいくつか記録されている。ここでは比較的簡単な実例として左氏伝から僖公15年 (B. C. 645) の記事を引用する。

易占は二つの過程よりなる。第1は筮竹を操作して本卦と変卦の2卦を得ることである。第2はその卦に対する占辞によって吉凶を判断することである。占辞に2種類ある。卦(6本の算木全体の図形)に対する占辞を卦辞といい、爻(1本1本の算木の図形)に対する占辞を爻辞という。卦辞は全部で64条、爻辞は各卦に6条(乾坤2卦は7条)、全部で386条ある。

左氏伝によれば、晋の献公が娘を秦王にとつがせるとき筮を立てると、「婦媵が睽に之く」が得られた。媵も睽も卦の名であり、之くとは本卦の媵が変卦の睽に変化するということである。媵は若い女をとつがせるという意味であり、睽は反目するという意味である。両卦の図は第1図のとおりである。

44113, ¥50-